

閲覧用

令和6年8月26日

第8回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和6年 第8回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月曜日) 午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員(農業委員9名・農地利用最適化推進委員6名 合計15名)

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

富 川 隆 一

事務局主事 半 澤 壮 都

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

事務局員 佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第2号 非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について

○協議事項 農地パトロールについて

○その他 について

○通知・連絡事項等

5. 会議概要

午前9時50分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

定刻の10分前ですけど、皆さんお揃いになりましたので、これから総会を開始させて頂きます。只今から令和6年第8回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第6条及び第10条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしく申し上げます。

○会長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦労さまでございます。今日は涼しいですが、大変暑い日が多い中で活動するのも大変だと思えますけれども、暑さに負けない様に頑張っていきたいと思えますので、よろしく申し上げます。これから農地パトロール等色々ありますので、皆さんで協力して行って頂きたいと思えますので、よろしく申し上げます。それではただ今から議事に入ります。

○議長 まず本日は全員出席という事で、農業委員会に関する法律第27条の第3項の規定を満たしておりますので、この総会が成立している事をご報告致します。

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」でございしますが、大河原町農業委員会会議規則第31条の第3項の規定に基づきまして、3番の鎌田美智雄さんと4番の菅野正信さんをお願い致します。

それから日程第2「会期の決定」でございしますが、会期は本日一日でよろしいでしょうか？皆さんにお諮りします。（「はい。」の声あり。）

はい、異議なしという事でございしますので、本日一日とさせて頂きます。ありがとうございます。

続きまして日程第3議事に入ります。本日の議事は議案が第1号から第2号、そして報告事項と協議事項になります。よろしく申し上げます。それでは第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」、進行番号1・東部地区。申請地と致しまして、大谷字西原前。こちら地目が台帳及び現況が畑。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、貸駐車場を造成する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして貸駐車場12台分。工事時期と致しまして許可日から令和6年11月30日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山恵委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は菓匠三全工場の南東にある住宅地で、平坦な場所のため何の問題もないと思えます。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はな

いと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当なしです。5、意見について。特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長 長 はい、ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方挙手をお願い致します。ありませんか？（「ないです。」の声あり。）

はい、質疑なしという声がございますので、これから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第1号議案・進行番号2を上程致します事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・東部地区。申請地と致しまして、字新上谷前。地目が台帳及び現況が田。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光パネルを設置する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして太陽光パネル178枚分。工事期間と致しまして許可日から令和6年12月25日まで。農地区分が第2種農地となります。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、小笠原委員。

○小笠原委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は宝泉寺の西側であり、平坦である事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。特に問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。水田と隣接していますが、特に問題はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題箇所はないと思われますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手をお願い致します。ございませんか？（「なし。」の声あり。）

では質疑なしという事で、これから採決を致します。第1号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第1号議案・進行番号3を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号3・東部地区。申請地と致しまして、大谷字鷺沼入。こちら地目が台帳及び現況が田。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光パネルを設定する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして太陽光パネル166枚分。工事時期と致しまして、令和7年5月31日まで。農地区分が第2種農地となります。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山恵委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所はワートスナジー株式会社（旧衛生センター）北側にある住宅密集地で、平坦な場所のため何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農

業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、作付けされていないので影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当なしです。5、意見について。こちらは昨年7月に農地法第5条許可申請の調査をし、太陽光パネルを設置したほ場の隣になります。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。こちらについて、どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。（「ないです。」の声あり。）

では質疑なしと認めまして、これから採決を致します。第1号議案・進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。はい、ありがとうございました。

次に第2号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1を上程致します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい。第2号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」、進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、新寺字奥山。地目台帳が畑、現況が山林となっております。面積が1,193㎡。非農地となった時期と致しまして平成3年頃。理由と致しまして、願出人が平成3年に相続により当該土地を取得したが、進入が難しく耕作できない状況が継続し、山林化し現在に至る。非農地証明の適用と致しまして、農地法関係事務処理の手引き。「ページ99、非農地判断、3.判断基準、ア。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当。「ページ100ページ、非農地証明、3.証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となつてから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの」に該当するかと思われます。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。はい、長山委員。

○長山務委員 はい。1、その土地が、非農地になってから20年以上経過しているか。申請地は登記地目が畑で、現況が山林となっている。平成3年頃から耕作されなくなっており山林化し、現在に至っています。2、再び農地として利用される可能性がないか。既に30年以上経過し、耕作困難なため農地に復元される事はないと思われます。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。平成3年頃から耕作不便により非耕作地となり、非農地になった事は真に止むを得ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当なしです。5、意見について。非農地になった経緯及び20年要件を満たしており、非農地証明は妥当であると思われます。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば、挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

では質疑なしと認めまして、これから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第2号議案・進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・西部地区。申請地と致しまして、字南原町。地目台帳が畑、現況が宅地。非農地となった時期が昭和60年頃。理由と致しまして、昭和60年に亡祖父母が居宅を新築したものの、未登記のまま居住し現在に至る。今回、土地売買につき地目変更登記が必要となり本証明願を提出するもの。なお、転用当時、転用許可を得ていると考えられるが、許可証は発見できないという。非農地証明の適用と致しまして、進行番号1と同様になりますので、省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから20年以上経過しているか。申請地は昭和60年、1985年に申請者の祖父母が居宅を建築したという事で、39年が経過しています。2、再び農地として利用される可能性がないか。売却先も宅地として利用するとの事なので、農地として利用する事はありません。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。昭和60年に居宅として利用しましたので、止むを得ないと思います。なお、先ほど事務局から説明があった通り、転用当時は許可を得ていると思いますが、許可書は発見できないという事です。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当しません。5、意見について。非農地になった経緯及び20年経過要件を満たしており、非農地証明は妥当であると思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。（「ございません。」の声あり。）

はい、ありませんか？では質疑なしと認めまして、これから採決を致します。第2号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。はい、ありがとうございました。

次に報告事項ですが、報告第1号「農地法第18条第6の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」、進行番号1・金ヶ瀬地区。土地と致しまして、新寺字山鳥。地目が台帳及び現況が畑。外3筆ございまして、合計畑4筆。理由と致しまして、双方の合意により解約する。土地の引き渡し時期が令和6年7月23日となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。ありませんか？（「ないです。」の声あり。）

はい、ありませんという事でございますので、質疑なしと認めまして、報告第1号・進行番号1を終わります。

次は協議事項に入ります。協議事項第1号「農地パトロールについて」上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局係長 はい、それでは私の方からご説明させていただきます。皆様に本日お配りしております右上に「令和6年8月農業委員会総会資料」と書かれた資料をご覧ください。「令和6年度農地利用状況調査について」という題名でお渡ししてございます。今回事務局で案を作成しましたので、今回の調査の目的と日程について協議していただきたく上程させていただきます。

した。

まず1番の趣旨。目的でございますが、農業委員会は農地の法的管理の主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていく事を求められている事から、農地法等に基づき管内の全ての農地の利用状況の調査を行うものと定めてございます。

～以降、資料に基づき説明～

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただ今農地パトロールについて事務局からの説明が終わりました。何かこれについて皆さんの方から質疑があれば挙手をお願いします。はい、高橋委員。

○高橋委員 日程についてですが、2カ所担当しているので2週間拘束されてしまいます。1週間間を空けてもらう事は可能でしょうか？

○事務局係長 大丈夫です。まだ変更可能なので。そういった意見を挙げていただけると有難いです。

○議長 長 はい、小笠原委員。

○小笠原委員 すいません、東部地区ですが私28日だとちょっと都合が悪いので、ずらしてもらえると助かります。

○事務局係長 28日がだめとなると、金ヶ瀬3と東部を丸ごと入れ替えるというのはどうですか？

○小笠原委員 私は構いませんが。

○事務局係長 そうすると卓也さんもここが抜けるので、よろしいですか？

○高橋委員 いいです。

○事務局係長 10月14日の週と10月28日の週を丸ごと入れ替える様な形で。

○鈴木勉委員 卓也君がいく所が28に行く、それでいいの？

○高橋委員 うん、そうそう。

○事務局次長 卓也さんと小笠原さんだけ入れ替わるって事？

○事務局係長 全体です。金ヶ瀬3区は松井さん・務さんも全部。

○事務局次長 全部？

○事務局係長 そうです。これ自体をもう入れ替えます。10月の最終週に持ってくる。

○鈴木勉委員 全部ね。

(日程について、複数人で会話あり。)

○事務局係長 事務局の方で案を作成したのですが、10月7日から10月11日までの日程、ここはそのままでもよろしいですか？1番上の1週目の部分。ここは調整なしで大丈夫そうですか？

(「はい。」の声あり。)

続いて10月14日から10月18日の週の調査ですが、卓也さんが2週連続になってしまうという所で、鈴木勉さん・高橋卓也さんが担当する、金ヶ瀬3区・西部3区の分を次の週、10月21日から10月25日の週にずらします。

○議長 長 いいですか？

○事務局係長 これは大丈夫ですか？

○角田委員 だめ。15日飛ばしてもらえれば大丈夫。

○事務局主事 交換じゃないです。

○鈴木勉委員 そのまま。

○角田委員 交換じゃないの？

○事務局係長 交換じゃないです。今 10 月 21 から 25 が 1 班だけになっていますが、ここに務さんと卓也さんの 2 班体制でこの週を行う。逆に言えば 10 月 14 日から 18 の週は 1 班だけという形で、この半ばを整理しまして、最終週 10 月 28 日月曜日からの最週のパトロールが、小笠原さんがちょっと 10 月 28 厳しいという事なので、これを 1 日ずらして 10 月 29 と 10 月 30 を調査日にして、10 月 31 日報告検討会という形にしたいと思うのですが、どうでしょうか？

○小笠原委員 私は大丈夫です。

○長山務委員 検討会って、うちの所は 1 班だけになったけど、検討会の日程はそのまま？

○事務局係長 そうですね。一緒になっていればよかったですが、そこは中々実状に合わないの。

○角田委員 検討会は午前中で終わる予定ですか？

○事務局主事 検討会のみの場合はその予定です。調査が早く終わればその日に検討会入れて終了としていました。

○鈴木勉委員 予定では 3 日間？

○事務局係長 余裕を持ってスケジュールリングしているのでこのような日程としております。

○議 長 はい、そういう事で忙しいと思いますが一つよろしくお願い致します。

では以上を持ちまして終了しますが、その他皆さんの方で何かございましたらお願いします。

○事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは閉会の挨拶を庄司貞良会長職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 はい、今日は全ての案件について承認頂きました。ありがとうございました。会を終わります。（「ご苦勞様でした。」の声あり。）

午前 10 時 30 分 閉会

令和6年8月26日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



印

署名委員（3番委員）

鎌 田 美智雄



印

署名委員（4番委員）

菅 野 正 信



印

令和6年8月 第8回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）